

(学生・教職員の皆様へ)

新型コロナウイルス感染症への対応指針について [注意喚起：第36報]

(令和5年2月15日現在)

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上、これまでの2類感染症から5類感染症（季節性インフルエンザ相当）と位置付けられることとなりましたが、引き続き、教職員・学生ともに、感染拡大の防止に向け、自覚と責任を持った対応をとることが重要です。

については、本学における新型コロナウイルス感染への対応について、以下に記載しますので、当該基本方針を踏まえ、感染防止に努めるようお願いいたします。

ただし、新型コロナウイルス感染防止に関する本学及び社会における対応状況は日々変化していますので、定期的な最新情報の確認をお願いいたします。

※1 学生に関する記載は、以下、赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

※2 本対応指針で記載する「所属学部・研究科等の事務」とは、学生の場合は各部局の学務担当、教職員の場合は各部局の総務担当を示します。

1. 感染症予防について

- 日々の健康チェックとして、体調確認（体温、風邪症状の有無、倦怠感の有無等）は継続して実施してください。
- 3つの密（密閉・密集・密接）の防止を徹底すること 【十分な間隔の確保、換気の実施等】
- 飛沫感染、接触感染の防止を徹底すること 【マスク着用、手指消毒の徹底等】
※ キャンパス内でマスク非着用者や手指消毒をしない者が散見されますので、必ずマスクの着用や手指消毒を徹底してください。
- 会食（アルコールを伴う飲食を含む）を行う場合、自治体等から認証を受けた飲食店（香川県は「かがわ安心飲食認証店」）または利用者間の距離が確保でき、感染対策に充分配慮している飲食店を利用してください。友人等との会食は自宅内外に関わらず、下記の感染対策を徹底してください。
※ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」については、この度、厚生労働省からアプリ機能の停止が発表（令和4年11月）されましたので、当該アプリをインストールしている場合は、厚生労働省が定める適切な機能停止の手続きを進めていただくよう、お願いいたします。

・「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【自宅内・自宅外における会食の留意事項】

- ◆ アルコールを伴う会食の場合は、食事は短時間で、深酒はせず、大声での会話は控えるよう注意ください。

特に、自宅外での会食の際は、可能なかぎり「かがわ安心飲食認証店」を利用していただき、会話はできるだけマスクを着用して行うなど感染対策には十分な注意を払ってください。

- ・「かがわ安心飲食店認証制度ホームページ」
<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/>

2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について

2-1 風邪等の症状（新型コロナワクチン接種後の副反応は除く）が見られる場合

- 軽い発熱や咳などの症状が見られる場合は、当該症状が完治するまで、勤務措置については、教職員は特別休暇(有給)とします。

学生の場合は、発熱や咳などの症状がみられる場合、当該症状が完治するまでは、大学構内への立ち入りを禁止します。なお、発熱等の体調不良、又は大学構内への立ち入りが禁止されたこと等により、遠隔講義の受講が困難と認められる場合は、特別な事由による欠席(公欠)扱いとなりますので、所属学部・研究科等の事務まで申し出てください。

ここで言う、当該症状の完治とは、「解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、無症状が24時間以上続く」ことを指します。ただし、通学・通勤の可否判断は、受診した医療機関の判断を優先することとします。

<教職員の特別休暇について>

令和2年3月6日付け学長通知「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇(有給)の適用について」に基づき、特別休暇(有給)を適用します。

- 発熱などの症状がある方は、まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。その他、どこに相談してよいか分からない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター Tel: 0570-087-550」(以下、相談コールセンター)に連絡ください。
- 相談コールセンターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。
- 相談コールセンターから受けた指示を含め、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センターへ報告してください。
- 診断の結果、新型コロナウイルスに感染していることが確認された場合は、登校・出勤せずに、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センター、教職員に関しては給与福利課へ報告してください。
- 新型コロナウイルスへの感染が確認された方の通学、勤務については、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日、自宅療養期間終了の翌日から可能とします。ただし、各部局の判断において必要と認める場合、退院もしくは隔離宿泊施設からの帰宅翌日、自宅療養期間終了の翌日以降も、自宅待機期間を設定することができます。自宅待機期間中は、登校禁止または就業禁止(有給)扱いとします。教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』については在宅での勤

務を可能とします。

2-2 新型コロナウイルスの感染者に濃厚接触したと疑われる場合

- 下記の事例に該当するなど、感染者に濃厚接触して自分自身が感染した可能性が高いと判断される場合は、躊躇せず電話で所属学部・研究科等の事務へ相談して、その指示に従ってください。また、所属学部・研究科等の事務は連絡を受けた場合、保健管理センターと相談のうえ協議してください。なお、個人情報の取扱については、特段の配慮をもって対応いたします。
(例1)生活を共にしている家族、またはそれに準ずる人が感染者、若しくは検査対象者になった場合
(例2)感染が確認された施設や乗り物に同じ時間帯にいたなど、感染の可能性が高いと思われる場合
(例3)参加せざるを得なかった会議、会合等の参加者から、後日、感染者の発生が確認された場合
(例4)保健所から連絡があり、検査等を勧められた場合
- 保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、感染者と最後に接触した日の翌日から5日間は外出を控えていただくとともに、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、待機2日目及び3日目の抗原検査で陰性が確認されれば、接触の翌日から数えて3日目に待機解除とします。
※待機解除後も、7日間が経過するまでは検温等による自身の健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する方等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、基本的な感染対策を徹底してください。
また、同居するご家族が、保健所の判断により、濃厚接触者に該当するとされた場合は、判断した保健所に、自身の対応についてご確認ください。自宅待機と判断された場合は、その期間中は登校禁止または就業禁止(有給)とします。自宅待機の指示がなかった場合は、同居されている濃厚接触者の方の陰性が判明するまでの期間、登校禁止または就業禁止(有給)とします。ただし、教職員の場合、体調面で発熱・咳等の自覚症状が無く、『①勤務時間管理者から勤務を命じられた場合、』または、『②勤務時間管理者に申請し、勤務時間管理者の承認を得た場合、』については在宅での勤務を可能とします。
- 濃厚接触者に該当するとされた医療従事者の場合、外出自粛要請への対応については、厚生労働省から発出された事務連絡内容に基づき、附属病院の方針によるものとします。

※ **学生及び教職員の新型コロナウイルス感染疑いに関して、休む場合のフローチャートを併せて公開いたします。**

3. 海外渡航について

- **教職員・学生が海外へ渡航(一時帰国、私事渡航を含む)する場合は、大学へ事前の届出が必要です。**
- **外務省による危険情報レベル1または感染症危険情報レベル1の国・地域への渡航については、ご自身の業務(学生の場合は大学の授業等)に支障がないことを確認し、所属部局長へ所定の書類(「渡航確認書」を含む)を提出してください。**
- **外務省による危険情報レベル2以上または感染症危険情報レベル2以上の国・地域への渡航につい**

ては、原則禁止といたします。ただし、感染症危険情報レベル2又は3の国・地域への渡航のうち、一定の条件を満たす教育研究活動については認められる場合がありますので、渡航詳細を国際ナショナルオフィスへご相談の上、所属部局長へ申し出てください。

- 上記詳細については、「海外渡航方針」を確認してください。
- 帰国後は、体調の変化に充分注意し、下記「4. 帰国後の医療相談について」に従ってください。

4. 帰国後の医療相談について

- 海外から帰国後は、厚生労働省が定める水際対策で示される指示に従ってください。
状況は日々変化しておりますので、外務省及び厚生労働省から発出される最新情報にご留意ください。

・「水際対策について」（厚生労働省 HP）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
・「外務省海外安全ホームページ」（外務省 HP）
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 検疫所から医療機関の受診や待機などの指示を受けた場合は、本人等から、電話で所属学部・研究科等の事務へ連絡してください。所属学部・研究科等の事務は、連絡を受けた場合、学生に関しては保健管理センターへ報告してください。
- 帰国後に発熱等の風邪症状が出た場合は
上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について**に基づいて行動してください。

5. 県外への移動及び県外からの移動について

（※本項目は、赤字部分についても、学生・教職員全てに該当します。）

- 県外へ移動する場合には、自身の体調に留意して感染防止対策に細心の注意を払ってください。
- 帰県翌日から5日間は、検温等の健康観察と行動記録を取ってください。
なお、体調に不安がある場合は、上記、**2. 新型コロナウイルスの感染等への対応について** の「2-1 風邪等の症状（新型コロナワクチン接種後の副反応は除く）が見られる場合」の記載内容に基づき行動してください。
- 県外へ移動した場合、風邪等の症状が出ていない場合に限り、香川県への帰県日の翌日を起算日として5日間経過後、本学医学部において実施するPCR検査を受けることができます。なお、PCR検査の実施詳細については、別に定める実施要領を参照してください。
- 同居するご家族がやむを得ず、県外との間を移動しなければならない場合については、特段のご注意を払っていただくようお願いいたします。
- 非常勤講師及び学外者についても、来学してもらう場合には、検温や3密の回避等十分な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

6. 教職員の在宅勤務について

- 在宅勤務（テレワーク）を実施する場合、本学の情報セキュリティ関係規則等を遵守するなど、「国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項」に基づき、実施することとします。

（参考）・国立大学法人香川大学の在宅勤務に関する要項

<https://www.kagawa-u.ac.jp/files/8816/1888/5065/zaitaku.pdf>

7. 香川大学への入学等を希望されている留学生等の受入方針について

- 以下のページを確認してください。

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/3116/6544/6799/To_all_international_students_planning_to_start_enrollment_at_Kagawa_University.pdf（香川大学への入学等を希望される留学生等の皆様へ（2022.10.11 更新））

8. 学生活動について

- サークル活動については、公認サークルへ別途周知しておりますルールに基づき活動するようにしてください。以下のページへ情報掲載しますので、定期的な確認をお願いいたします。
https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/
- 各学部のサークル活動については、各学部の状況により対応が異なる場合があるため、各学部の指示に従ってください。
- 感染防止徹底のため、キャンパス内外でのマスク着用は、サークル活動中も含め、引き続き徹底してください。また、手指消毒やうがいなど基本的な感染対策を徹底してください。
- 会食（アルコールを伴う飲食を含む）を行う場合、自治体等から認証を受けた飲食店（香川県は「かがわ安心飲食認証店」）または利用者間の距離が確保でき、感染対策に充分配慮している飲食店を利用してください。友人等との会食は自宅内外に関わらず、下記の感染対策を徹底してください。

【自宅内・自宅外における会食の留意事項】

- ◆アルコールを伴う会食の場合は、食事は短時間で、深酒はせず、大声での会話は控えるよう注意ください。
- ◆特に、自宅外での会食の際は、可能なかぎり「[かがわ安心飲食認証店](https://www.kagawa-u.ac.jp/campus-life/student_life/extracurricular-info/circle-list/)」を利用していただき、会食はできるだけマスクを着用して行うなど感染対策には十分な注意を払ってください。

・「[かがわ安心飲食店認証制度ホームページ](https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/)」

<https://anshinninsyo.pref.kagawa.lg.jp/>

- サークルにおいて、上記ルールが守られていない場合については、対象サークルのみならず、全サークル活動の活動禁止措置を実施する場合があります。

9. 諸行事の開催について

- 本学が主催するイベント等の開催は、令和5年2月3日に香川県から改正発出された「催物（イベント等）開催に係る留意事項」（後述する県 HP より参照）で示された内容に従って判断ください。学内において、飲食を伴うイベント・会議を検討する場合、対面による多人数での飲食を伴うものについては、上記、**1. 感染症予防について** に記載してあるような基本的感染対策を徹底することを条件として、許可します。

「イベント等の開催に係る留意事項について」（香川県 HP）

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid19_event3.html

ただし、香川県から上記方針以外に、新たな制限方針が発出された場合は、最新の方針に従うものとします。

最新の状況及び発出資料については、下記香川県 HP よりご確認ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkosomu/kikikanri/covid-19.html>

本学以外の主催イベント等への学生及び教職員の参加については、感染予防対策が充分取られている場合、可能とします。

今後、政府等の方針及び地域の状況に応じて、日々状況が大きく変化する場合があります。最新情報に即して、新たな対応を取る場合は、香川大学 HP(<https://www.kagawa-u.ac.jp/24945/>)（特設 HP：新型コロナウイルス感染症への対応について）でお知らせいたしますので、定期的な確認をお願いいたします。

※ 学生に関する記載は赤字で記載しておりますので、注意して確認ください。

危機対策本部長

寛 善 行

令和 5 年 2 月 15 日

各学部長・研究科長 殿

香川大学危機対策本部長
香川大学長 寛 善行

海外渡航方針について（令和 5 年 2 月 15 日版）

外務省による危険情報レベル 1 または感染症危険情報レベル 1 の国・地域への渡航については、ご自身の業務（学生の場合は大学の授業等）に支障がないことを確認し、所属部局長へ、所定の書類（「渡航確認書」を含む）を提出してください。

また、外務省による危険情報レベル 2 以上または感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域への渡航については、原則禁止といたします。ただし、感染症危険情報レベル 2 又は 3 の国・地域への渡航のうち、下記の条件を満たす教育研究活動については認められる場合がありますので、渡航詳細を国際オフィスの相談の上、所属部局長へ申し出てください。

記

感染症危険情報レベル 2 又は 3 の国・地域への渡航を可能とする条件

< 学生 >

1. 大学間交流協定等に基づく海外留学プログラムであること。（留学期間が 1 年未満も対象）
ただし、私費留学（一般留学や休学中の海外勉学等）の場合でも、学生の所属する部局長等が、大学間交流協定等に基づく留学に準ずるものであると判断した場合には、例外的に渡航を可能とする場合がある。
2. 学生自身が渡航を強く希望し、「渡航確認書（学生版）」を理解していること、かつ学生の所属する部局長等・指導教員、保護者等保証人の同意及び留学先大学等における受け入れの同意を得た上で提出していること。

< 教職員 >

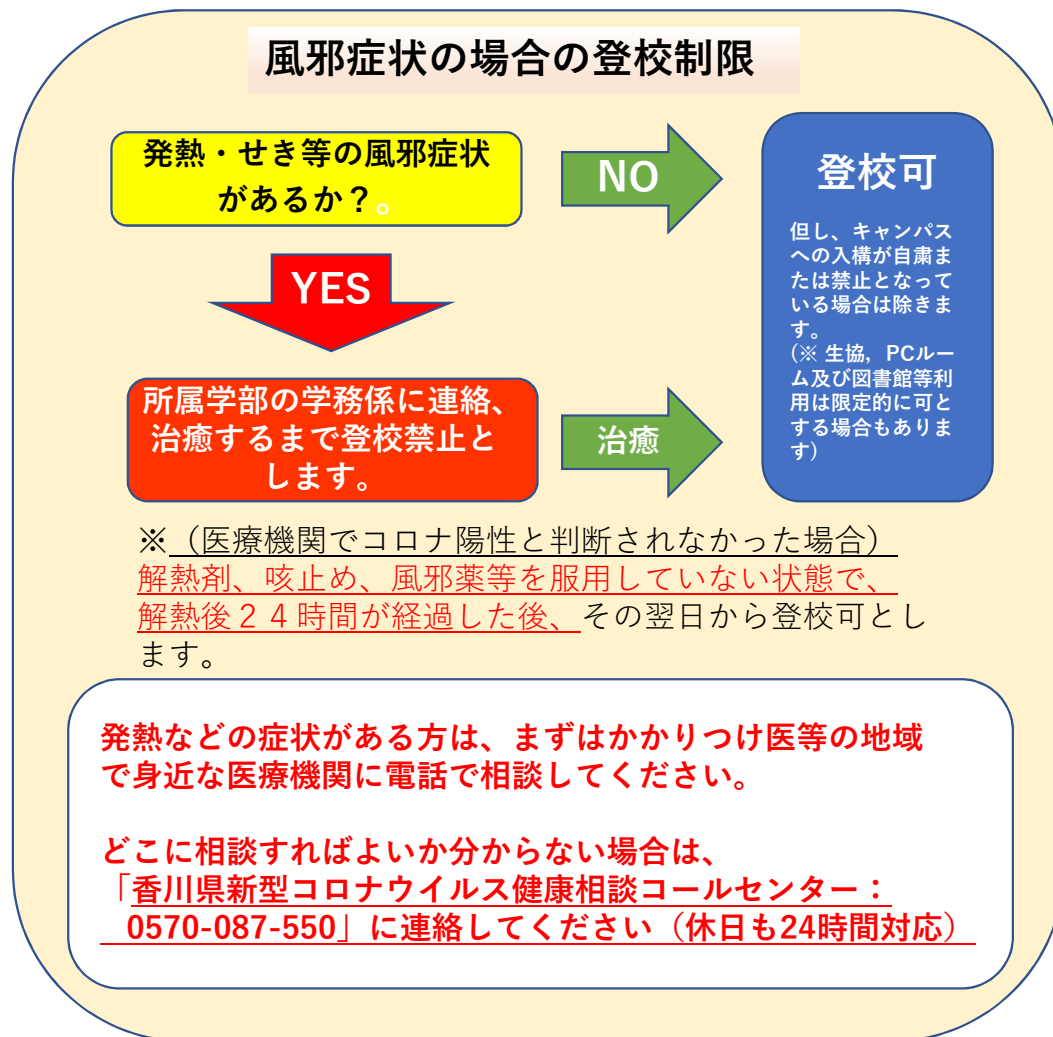
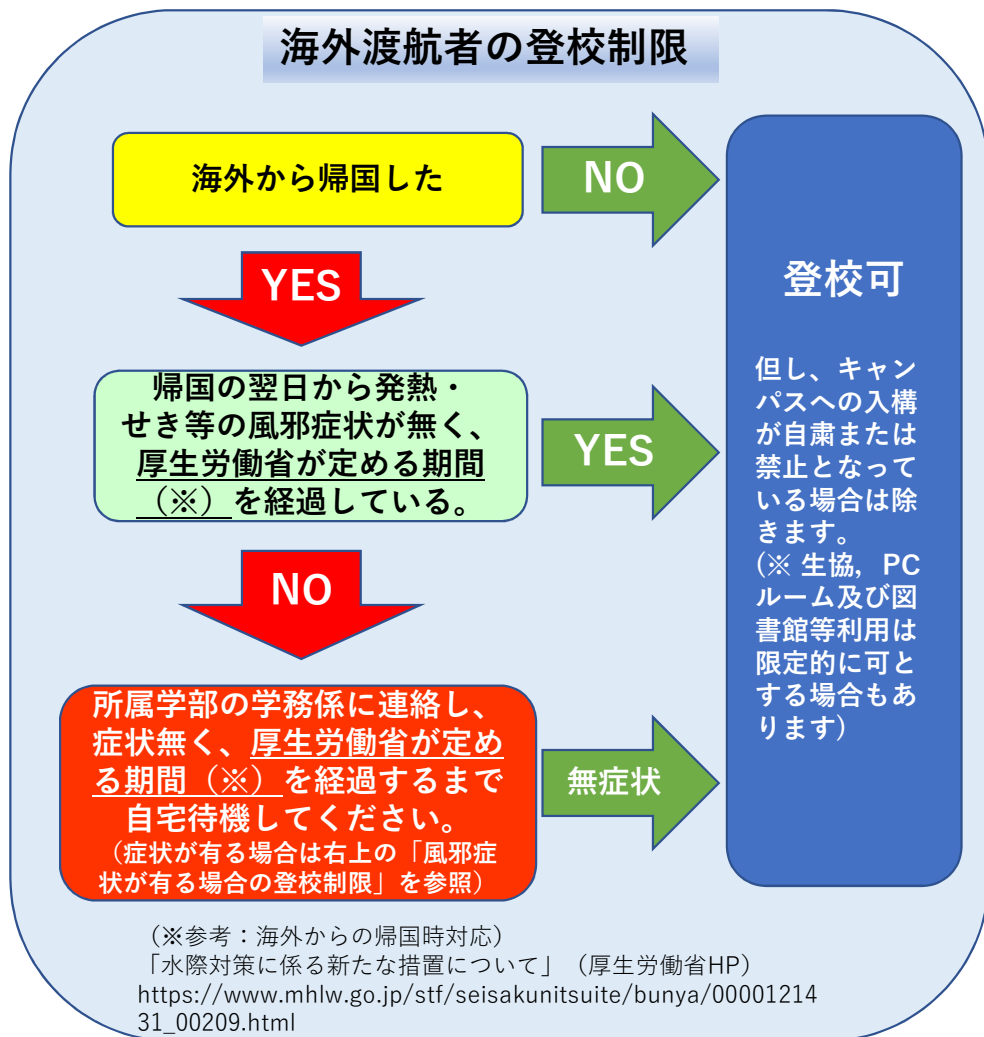
1. 渡航先国・地域に渡航する以外に教育研究活動の目的が達成できない等の相当な理由があり、必要不可欠な渡航であること。
2. 教職員自身が渡航を強く希望し、「渡航確認書（教職員版）」を理解していること、かつ教職員の所属する部局長等の同意を得た上で提出していること。

参考：・令和 4 年 2 月 4 日付け「文部科学省：日本人学生の 1 年未満の海外留学について（周知）」

日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく 1 年未満（実際の派遣期間 9 ヶ月未満）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援を再開する

・令和 3 年 6 月 15 日付け「文部科学省：日本人学生の海外留学について（周知）」

大学間交流協定等に基づく連続した 9 か月以上の海外留学プログラムについて、各大学等において学生の安全確保に万全を期すことを前提として、感染症危険情報レベル 2 及びレベル 3 の国・地域への学生の海外渡航を可能とする。



新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡チャート【教職員対応】

風邪症状の場合の
出勤制限

※海外から帰国の際は、「海外
から帰国後の対応について」の
流れに沿って対応すること

発熱・咳等の
症状がある。

YES

かかりつけ医等の地域で
身近な医療機関に電話で
相談し、その指示に従う。

症状とかかりつけ医から
の指示内容を所属部局の
総務担当に連絡。

NO

出勤可

症状がある時点で・・・

出勤不可
治癒するまでは
特別休暇

◆連絡を受けた所属部局の総
務担当は、事務連絡フォー
マットに、確認事項を記載し、
給与福利課へ連絡すること。

※（医療機関でコロナ陽性と判断されなかった場合）
解熱剤、咳止め、風邪薬等を服用していない状態で、
解熱後24時間が経過した後、その翌日から出勤可とし
ます。

新型コロナウイルスへの感染が判明した際の連絡対応について【学生・教職員】

【陽性者】

